

総務部長（西川英智君）

公共施設見直し方針と都市計画マスタープランについてお答えいたします。

都市計画マスタープランは都市計画法に基づき作成するもので、市の総合計画に基づく目指すべき都市の将来像として土地利用や都市施設のあり方などに関する基本方針を定めるものでございます。

本市では、平成 18 年 12 月に現在の白山市総合計画を作成しております。この総合計画の策定を受け、都市計画マスタープランを平成 19 年 12 月に着手し、平成 22 年 2 月に策定をいたしましたものでございます。

マスタープランは全体構想と地域別構想からなっており、いわばマクロ的な観点から都市の将来像を計画しているものでございます。そのマスタープランには全体構想と地域別構想がありますが、その中の地域別構想において公共施設の設置についても記載されております。

また一方、公共施設見直し方針につきましては、現在の財政状況、さらに交付税等の減少によりまして厳しくなります財源を考慮し、合併により数多くある類似施設の集約化を図り、効率的な施設管理、経営を行うために平成 24 年 2 月に策定したものでございます。ただ、この中で特に幼稚園、保育所につきましては担当部局においてそれぞれ検討協議し、個別にそのあり方について方針を定めてきたものでございます。

公共施設見直し方針につきましては、それぞれの施設の利用状況、管理費などを具体的に検討し、その施設のあり方をいわばミクロ的に見てその方針を定めるものであり、都市計画マスタープランに記載されております土地利用やまちづくりの基本的な整備方針にかかわるものではございません。何よりも今後この厳しい財政状況の中で、効率的で持続可能な都市経営を行っていくことを念頭に作成しているものであり、今後とも都市計画マスタープランの中間見直し等が行われれば、その結果についても反映しながら計画の整合性を図っていきたいと考えております。

以上でございます。